



开设送金スーパーライン申请书兼转帐汇款申请书
(パーフェクト口座開設申請書兼ATM送金依頼書)

中国銀行東京支店 御中

本人拟使用贵行普通转帐帐户，按照有关条款申请办理国外汇款，签订本契约。并且，为确保国内税收的正常征收，本人按照国外汇款报告制度的法律第三条之规定进行报告。

私は、貴行の送金スーパーライン口座を利用したATM海外送金を、中国銀行の海外送金依頼条項及びATM海外汇款条例に従い依頼いたします。内国税の適正な課税の確保を図る為の国外送金等に係る調書の提出に関する法律第3条の規定により告知します。

登録番号

日付 2009.08.08

事业 申請 人	姓 名	漢 字	(拼音)	WANG PENG		日 語 (カタカナ)	O	U		H	O	U			
	名 字	(漢字)	王 鵬				オ	ウ		ホ	ウ				
	性 別	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	生年月日		1976年 12月 31日									
	フリガナ	** ケン ** ク ** マチ					郵便 (郵便番号) ***-****								
住 址 (住 所)	* * * 県 * * 区 * * 町					電話番号 03-***-*****									

A T M 汇 款 专 用 帐 号 (パーフェクト口座番号)	收 款 人 信 息 (受 取 人 内 容)				
	姓 名	汇 入 行 (支 払 銀 行)	口 座 番 号 / 電 話 番 号	種 類	標 準
	(拼音) WANG XIAO LING (汉字) 王晓玲	中国银行**分行 **支行	(A/C NO.) 4080000-0188-1234567 (TEL)	A	A
汇款目的 (送金目的)	生活费				
	(拼音) WANG PENG (汉字) 王 鵬	中国农业银行** 分行**支行	(A/C NO.) 123456712345678 (TEL)	B	B
汇款目的 (送金目的)	个人储蓄				
	(拼音) (汉字)		(A/C NO.) (TEL)		
汇款目的 (送金目的)					
	(拼音) (汉字)		(A/C NO.) (TEL)		
汇款目的 (送金目的)					
	(拼音) (汉字)		(A/C NO.) (TEL)		
汇款目的 (送金目的)					

種類 A: 日元汇款(日本円送金) B: 美元汇款(アメリカドル) C: 港币(香港ドル) 汇款人确认签字(署名捺印)

收费标准	A	¥3,000.- (日元汇款)日本円を送金
手数料	B	¥3,000.- (用日元兌換其他外币时)日本円を外貨にして送金

北朝鮮・イラン関連の取引でないことを認めます

署名 王 鵬



東京支店: 東京都港区赤坂 3-4-1 tel:(03)3505-8818 fax(03)3505-8868

備考	検印	係印
----	----	----

中国銀行東京支店送金スーパーラインシステム・サービス規定

<中国銀行東京支店送金スーパーライン口座について>

1. 中国銀行東京支店送金スーパーライン口座(以下「口座」という)の開設については、中国銀行東京支店(以下「当行」という。)が開設決定の権限を所有します。また、当行は随時口座を閉鎖する権利を有します。
2. 本口座は、海外送金にのみ使用できるものとします。当行は、当行が送金人(口座所有者と同一)にお知らせした三井住友銀行の B-Link 口座番号に基づき送金受取人と受取口座を判断し、口座の日本円残高から手数料を差し引き全額自動的に送金します。
3. 口座が開設の日から連続して1年間使用されない場合や限度額超過(多額送金)や代理送金(依頼人以外が口座使用)の場合は、当行は実情(理由・資金源等)を確認のうえ当口座を閉鎖することがあります。
4. 当行に登録してあるご本人に関する事項(口座所有者の住所、電話番号、在留資格、国籍等)に変更が生じたときは、直ちに当行に文書で連絡してください。当行は、文書受理後変更手続きを実行します。
5. 当行に登録してある送金受取人に関する事項の変更についても文書で連絡してください。当行は、文書受理後変更手続きを実行します。
6. 送金スーパーライナーカードは本人以外に貸与することはできません。

<送金スーパーラインについて>

7. 当行の送金責任は、送金資金が B-Link 口座に入金された後に発生し、日本国内における資金移動(送金スーパーライン送金実行から三井住友銀行の口座に至る間)については一切責任を負いません。
8. 当行は送金スーパーラインを実行した際、3営業日以内に送金人宛「送金確認書」を送付します。
- 9.1 回の送金スーパーラインの限度額は、日本円で100万円までとします。但し、1年間に1口座の海外送金累計額は、日本円で500万円を限度とします。
10. 10万円を超える現金でのお振込みはATMでお取り扱いできません。
11. 上記9の限度額超過送金に関して、当行はその送金を中止する権限を所有します。また、上記3の限度額超過(多額送金)の場合は、資金源確認のうえ当口座を閉鎖する場合があります。送金資金が当行に滞留している期間に対する利息はお支払いしません。
12. 外貨建送金の場合は、送金実行当日の為替相場を適用します。但し、為替相場の大きな変動があった場合当行は随時交換レートを変更する権利を持ち、海外送金時には変更後の交換レートを使用します。
13. 当行は、送金の実行にあたり最良の送金ルートを選び、当行本支店網および代理店網を通じてお受取人へ送金します。
14. 当行の送金手続き完了後に当該送金の中止を要求された場合、当行は所要の経費を請求します。なお外貨送金の中止を要求された場合、送金額の返戻実行時における当行所定の為替相場により日本円に換算して返戻します。

<免責条項>

15. 当行は、以下の原因による送金の不着、遅延もしくはこれらに基づく一切の損失の責任を負いません。
 - (1) 送金人が当行に登録した送金受取人情報の不正確、あるいは不備により生じた損害
 - (2) 送金人によるATMの誤操作により生じた損害
 - (3) 当行の本支店、あるいは代理店が正当な受取人をみなして支払ったことにより生じた損害
 - (4) 不可抗力、政府命令、あるいはその他の銀行および代理店が制御不能な要因により生じた損害
 - (5) その他送金人側の原因により生じた損害
16. 本サービス規定は、口座所有者の署名により送金口座と同時に有効となります。本規定の解释权、変更権は中国銀行東京支店が所有します。

署名： _____ 王鵬